

一般海域における砂利等採取許可要綱

(目的)

第1条 この要綱は、熊本県一般海域管理条例(平成12年熊本県条例第31号。以下「条例」という。)のうち砂利等の採取に係る許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「砂利等」とは、土石又は砂をいう。

2 この要綱において「一般海域」とは、条例第2条に規定するものをいう。

3 この要綱において「砂利等の採取」とは、条例第3条第1項第2号に規定する土石等の採取をいう。

4 この要綱において「採取の許可」とは、土石等の採取に係る条例第3条の許可をいう。

(許可基準)

第3条 採取の許可は、次に掲げる基準を全て満たす場合に行うものとする。

- (1) 一般海域の公共性及び公益性が著しく損なわれないものであること。
- (2) 砂利採取法第16条に基づく採取計画認可及び熊本県漁業調整規則第45条に基づく岩礁破碎許可等必要な他法令による許認可を受けていること。
- (3) 採取計画が、漁業、水産資源及び自然環境に十分配慮したものであること。
- (4) 有明海・八代海における海砂利採取に関する方針(平成25年4月)に適合していること。
- (5) その他、法令の規定に適合していること。

(採取の許可を受ける資格)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、採取の許可をしないものとする。

- (1) 砂利等の採取に関する事業を施行するために必要な能力及び信用を有しない者。
- (2) 条例第8条の規定による土石採取料、条例第15条の規定による過料又は民法の規定による不当利得返還金等を滞納している者。ただし、分納計画が承認され、その計画に基づいて納入している者を除く。
- (3) 採取の許可の申請前2年以内に砂利等の採取に関し不正又は著しく不当な行為をした者。

(採取の許可の期間)

第5条 採取の許可の期間は、1年以内において、当該一般海域の状況、採取量、採取方法等を考慮して適正なものとする。

(許可の条件)

第6条 許可をする際には、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 土石採取料を別途県が発行する納入通知書により納入すること。
- (2) 本件許可に基づく権利の譲渡を認めないこと。
- (3) 次に掲げる場合には許可が効力を失うこと。

- ア 許可日前に砂利等を採取したとき。
- イ 許可日から 15 日以内に採取に着手せず、知事がその事実を確認して通知したとき。
- (4) 日の出前、日没後の採取はしないこと。
 - (5) 知事が砂利等の採取の進捗状況の報告を求めたときには応じること。
 - (6) 知事が採取実績を確認するため関係諸帳簿等を検査するときは、これを拒んではならないこと。
 - (7) 砂利等の採取に伴う水質汚濁防止に万全を期すこと。
 - (8) 砂利等の採取海域の水質監視を行い、異常が発見されたときには直ちに必要な措置を講ずること。
 - (9) 砂利等の採取に伴う紛争が生じた場合は、許可受者の責任において解決すること。
 - (10) 毎月の採取状況を翌月 10 日前までに知事に報告すること。その際には、採取状況を撮影した写真（知事の示した方式により撮影、保存したもの）を添付すること。

附則

この要綱は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

附則（平成 28 年 3 月 24 日）

この要綱は、平成 28 年 3 月 24 日から施行する。